

多面的機能支払交付金に係る持越の手続きについて

長浜市産業観光部 森林田園整備課

多面的機能支払交付金（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金）の持越を行うためには、持越資金計画申出書を市に提出していただく必要があります。

【手続きの流れ】

1 持越資金計画申出書の提出までに行うこと

年度当初の活動経費の積算、工事等の場所・内容の計画

○年度当初の活動経費

年度当初、交付金が交付されるまでの4月～6月頃の期間に必要な経費の額を積算して決定してください。

○工事等（施設の維持管理、補修又は更新のための工事、修繕等の外注又は直営施工等）

予定箇所が農道や農業用水路であるかを、まず確認してください。

※県道や市道、農業用でない河川に対しては、交付金を使うことができません。

見積りの徴取（工事費）

この時点の見積りは1者のみで構いませんが、数年後に予定している工事等の実施を前提に（業者に確約）して見積りを徴取しないでください。

（執行時には複数者の見積りが必要になります。）

持越期間の検討

毎年度実施することが必須となっている活動に支障のない範囲で、見積り額を基に毎年度の持越予定額を決定してください。

なお、持越期間には執行（予定）年度は含まれず、最大でも4年間（今年度が計画初年度の場合）になります。

【今年度が計画期間初年度（継続新規）の場合】

今年度

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
持越	持越	持越	持越	執行

※持越期間は最大4年間

【今年度が計画期間4年目の場合】

今年度

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			持越	執行

※持越期間は今年度のみ

活動組織内の合意形成

代表や事務担当者の個人的判断ではなく、役員会や臨時総会を開催するなどして、計画（年度当初の活動経費や工事等の内容、毎年度の持越金額、持越による日当単価の減額など）に対する合意手続きを行ってください。

※施工場所の優先順位等の決定過程が、後になってトラブルになることも考えられます。

2 持越資金計画申出書の提出

- ・持越資金計画申出書（表紙および別紙「持越資金計画書」）
- ・添付書類（工事費の場合）
 - 見積書の写し
 - 仕様の分かる書類
 - 施工（設置）場所の位置図

3 活動計画の変更 ※変更が必要な場合のみ

持越の目的が“施設の長寿命化のための活動”に該当する工事等（農道や水路の更新、農道舗装の新設）の場合は、活動計画の変更が必要になります。詳しくは、持越資金計画申出書の提出時にお知らせします。

4 決済用口座の開設と積立額の入金 ※施設の長寿命化の場合のみ

持越専用に決済用口座（無利息）を開設し、3月末日までに持越額を入金してください。

5 その他

実際の持越額が、持越資金計画書の金額と比べて①増額 ②3割を超える減額になる場合は、変更計画書の提出が必要になります。